

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が 特定化学物質（第2類物質（管理第2類物質））に追加されます

（令和3年4月1日施行（一部経過措置が設けられています））

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」について、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったことから、特定化学物質（第2類物質（管理第2類物質））に加えられ、溶接ヒューム及び塩基性酸化マンガんに係る作業又は業務について、特定化学物質障害予防規則（特化則）が適用となり、新たに作業主任者の選任、作業環境測定の実施（溶接ヒュームは適用除外）及び有害な業務に現に従事する労働者に対する健康診断の実施が必要になります。

従来「マンガン及びその化合物（塩基性酸化マンガンを除く。）」とされていましたが、カッコ内の「（塩基性酸化マンガンを除く。）」が削除され、「マンガン及びその化合物」が特定化学物質障害予防規則の対象となります。

1 溶接ヒューム、塩基性酸化マンガンに関する共通事項

■ 作業主任者の選任（令和4年4月1日から施行）

「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取扱う作業では、特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任することが必要になります。

令和4年3月31日までに上記の技能講習を受講し、施行日には作業主任者を選任している必要があります。

■ 作業環境測定の実施（令和3年4月1日から施行）（溶接ヒュームは適用除外）

「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取扱う屋内作業場では、6か月ごとに1回、作業環境測定の実施が必要になります。また、個人サンプリング法による作業環境測定の対象に「マンガン及びその化合物」が追加されます。

管理濃度、試料採取方法、分析方法

管理濃度	試料採取方法	分析方法
マンガンとして 0.05mg/m ³	要件に該当する分粒装置を用いるろ過捕集方法	吸光光度分析方法又は原子吸光分析方法（変更なし）

レスピラブル粒子を捕集できる分粒装置付きの試料採取機器であって、粉じんの作業環境測定で使用されているものと同様

■ 特殊健康診断の実施（令和3年4月1日から施行）

「溶接ヒューム」、「塩基性酸化マンガン」を製造し、又は取扱う作業では、医師による特殊健康診断（雇入れ又は配置替えの際及び6か月以内ごとに1回）の実施が必要になります。特殊健康診断項目は、従来の「マンガン及びその化合物」の項目と同じです。また、**金属アーク溶接等作業**については、じん肺法に基づくじん肺健康診断も必要になります。

■ その他（令和3年4月1日から施行）

労働安全衛生規則（安衛則）及び特化則の以下の規定が適用されます。

安全衛生教育（雇入れ時・作業内容変更時）（安衛則第35条）/ばる等の処理（特化則第12条の2）/不浸透性の床（特化則第21条）/関係者以外の立入禁止措置（特化則第24条）/運搬貯蔵時の容器等の使用等（特化則第25条）/特定化学物質作業主任者の選任（特化則第27条）/休憩室の設置（特化則第37条）/洗浄設備の設置（特化則第38条）/喫煙又は飲食の禁止（特化則第38条の2）/有効な呼吸用保護具の備え付け等（特化則第43条及び第45条）

2 溶接ヒュームに関する事項

■ 対象となる作業

金属をアーク溶接する作業、アークを用いて金属を溶断し、又はガウジングする作業その他の溶接ヒュームを製造し、又は取り扱う作業（「金属アーク溶接等作業」）が対象となります。

作業場所が屋内又は屋外であることにかかわらず、アークを熱源とする溶接、溶断、ガウジングの全てが含まれ、燃焼ガス、レーザービーム等を熱源とする溶接、溶断、ガウジングは含まれません。自動溶接を行う場合、「金属アーク溶接等作業」には、自動溶接機による溶接中に溶接機のトーチ等に近付く等、溶接ヒュームにばく露するおそれのある作業が含まれ、溶接機のトーチ等から離れた操作盤の作業、溶接作業に付帯する材料の搬入・搬出作業、片付け作業等は含まれません。

■ 全体換気装置による換気等

金属アーク溶接等作業を行う屋内作業場は、**全体換気装置による換気の実施**又はこれと同等以上の措置（プッシュプル型換気装置及び局所排気装置が含まれます）が必要になります。

■ 空気中の溶接ヒュームの濃度の測定

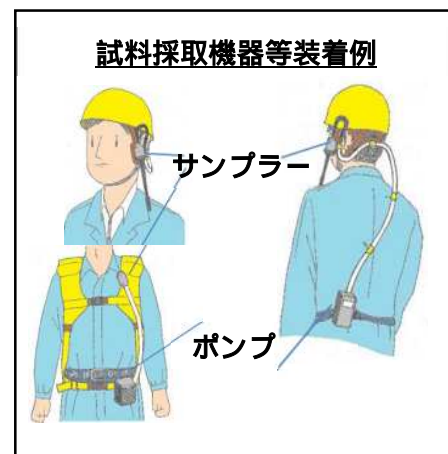
(1) 金属アーク溶接等作業を継続して行う屋内作業場では、次の場合にあらかじめ、労働者の身体に装着する試料採取機器等により空気中の溶接ヒュームの濃度を測定することが必要になります。

新たな作業方法を採用しようとするとき
作業方法を変更しようとするとき

(2) (1)の測定結果に応じて、**換気装置の風量の増加**その他必要な措置（溶接方法、溶接材料等の変更による溶接ヒュームの発生量の低減、集じん装置による集じん等の措置等）を講じ、**効果を確認するため空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する**必要があります。

(3) (1)(2)の測定を行ったときは、**必要事項を記録**し、測定に係る金属アーク溶接等作業を行わなくなった日から起算して**3年を経過する日まで保存**することが必要になります。

測定は、第一種作業環境測定士、作業環境測定機関等、当該測定について十分な知識及び経験を有する者により実施する必要があります。



経過措置により、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間は、金属アーク溶接等作業を継続して行う作業場については、(1)の、に該当しない場合でも、令和4年3月31日までに空気中の溶接ヒュームの濃度を測定する必要があります。

■ 呼吸用保護具の使用

(1) 金属アーク溶接等作業を行う場合、**すべての作業場（屋内、屋外を問わない）**について、**有効な呼吸保護具の使用**が必要になります。

(2) **金属アーク溶接作業を継続して行う屋内作業場**では、上記の空気中の溶接ヒュームの濃度の測定結果に応じて**有効な呼吸用保護具の使用**が必要になります。また、**面体を有する呼吸用保護具**については、1年以内ごとに1回、定期的に、**呼吸用保護具が適切に装着されていることを確認**し、その結果を**3年間保存**することが必要になります。

■ 床の掃除等

(1) 屋内作業場の床等を**水洗等によって容易に掃除ができる構造のもの**とすることが必要になります。

(2) **水洗等粉じんの飛散しない方法**によって、**毎日1回以上掃除**することが必要になります。

空気中の溶接ヒュームの濃度の測定方法並びに有効な呼吸用保護具の選定及び使用については、別途、厚生労働大臣告示により定められることが予定されています。



長野労働局労働基準部健康安全課・各労働基準監督署